

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年1月25日(木)  
午前10時00分～午後0時00分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

伊吹委員長

那須、岩男、磯邊、渡邊、荻野各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長、首席監察官

## 第3 議事の概要

冒頭、委員長から、「昨日、開催された都道府県公安委員会との連絡会議は、いろいろと地方の実情を知ることができ、大変いい会議であった。」との発言があった。

### 1 議題事項

#### (1) 人事案件について

叙位・叙勲の進達について

警察庁から、「昨年12月29日から本年1月4日までの7日間に死亡した現職警察職員3人及び元警察職員44人の計47人の叙位・叙勲について進達することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

( 2 ) 警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインについて  
警察庁から、「前回の国家公安委員会において、ご審議いただいた際の御意見を踏まえ、その内容を修正して再度お示しするものである。警察法の一部を改正する法律の施行に伴い、警察署協議会に係る準備作業等を適切に進めるため、各都道府県警察に対して警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインを示すこととしたい。」旨の説明がなされ、警察庁の説明内容を了承した。

( 3 ) 「風俗行政研究会」提言書の公表及び風適法改正に関する意見の募集について

警察庁から、「風俗行政研究会がとりまとめた提言書『少年の健全な育成に資する当面の風俗行政の在り方について』を一般に公表するとともに、これを受けて行う風適法改正に関する意見を募集することとしたい。」旨の説明がなされた。

○ 委員から、「テレホンクラブに対する規制案の中では、客が18歳以上であることを確認した後でなければ、通話の機会を提供してはならないこととされているが、年齢確認は具体的にどうするのか。客がメンバーシップの場合は可能だが、チラシなどで電話番号を知るようなケース等の場合は実効性があるのか心配である。法律で規定するからには、実効あるものにしないといけない。」との質問があり、警察庁から、「公安委員会規則で定める方法というふうに規定しようと考えているが、例えば、身分を証明するものを送付させる、あるいは客として登録する際に対面して身分を確認する、課金というシステムではクレジットカード等で確認するなど、いずれにしても、確認義務を課して、それに違反している場合には、指示をする、さらには行政処分、罰則をかけるということで実効性を担保していきたい。今の仕組みを変え、客の間に必ず人が入るような形を考えている。」旨の説明があった。この説明に対し、委員から、「仕組みを変えるということは、ある意味でテレホンクラブは、業

として成り立たなくなるということか。ただ、これだけを規制しても、他の同様の出会いの機会を提供するものについても、同様の規制がなければ問題なのではないか。また、身分確認にクレジットカードを活用することは、相手にカードの情報を読み取らせることとなり、他の犯罪を誘発するおそれがあるのではないか。警察が責任を持って行うためには、運転免許証が適しており、子供たちを排除するにも有効である。」との発言があり、警察庁から、「本件は、風適法の規制であるが、業規制として一体どこまでできるのか。インターネットについては、業で規制しきるのは難しい。いずれにしても、援助交際、児童買春、児童ポルノについては、ひどい状態にあるが、テレホンクラブが児童買春の温床になっている実態にかんがみると、早く対策を講じる必要があるということで改正案を提出しようとするものである。年齢確認の方法については、可能性としてこういうものがあるということの説明したのであるが、慎重に検討したいと考えている。」旨の説明があった。

質疑が行われた後、警察庁の説明内容の原案を了承した。

(4) 「少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について」(通達)の改正について

警察庁から、「局長連名通達『少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について』は、昨今の少年犯罪の諸情勢や少年法が改正されたことなどにかんがみ、一層科学的・合理的な捜査を行うため、指紋採取等の要件の見直し等の改正を行うものである。」旨の説明がなされ、その内容を了承した。

(5) 国家公安委員会宛の文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正した上で、了承した。

## 2 報告事項

### (1) 国会の状況について

警察庁から、「1月31日に招集される「第151回通常国会をめぐる動向」について報告がなされた。

### (2) 「規制改革推進3か年計画」の策定作業状況に係る中間公表について

警察庁から、「規制緩和推進3か年計画（再改定）を受け、平成11年11月から12年11月までに提出された内外からの意見・要望等について、各府省庁がそれぞれ検討状況を公表するもので、警察庁関連事項は、人事関連、生活安全関連、刑事関連、道路交通関連の計28事項である。」旨の報告がなされた。

### (3) 平成12年度第3四半期監察の実施状況について

警察庁から、「平成12年度第3四半期において、1都2府37県警察等に対し、監察を行った。監察を通じ把握された問題点については、改善を指導したところであるが、今後、監察、巡回指導等を通じて適切な改善がなされるよう徹底することとしている。」旨の報告がなされた。

### (4) 平成12年中における犯罪被害給付制度の運用状況について

警察庁から、「平成12年中、各都道府県公安委員会において、281人の犯罪の被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金約7億1,200万円を支給する裁定又は決定が行われた。本制度は、昭和56年1月に発足し、昨年未までの20年間に4,496人の犯罪の被害者又はその遺族に対し、総額約106億円の犯罪被害者等給付金を支給している。今後とも、犯罪被害者の心情等に配慮し、本制度の迅速かつ適正な運用に努めていく。」旨の報告がなされた。

委員から、「現在の制度では、犯罪被害者等給付金の申請に対して、

裁定をして、給付金を支給するということを行っているが、例えば、被害者のPTSDなど、被害者や遺族のストレスをカウンセリングするような専門家を要請に応じて公的に対応ができるよう、将来的に制度拡充することを考えていただければと思う。私はこうした支援をこの制度にとけ込ませるのが適当ではないかと考えている。」との質問があり、警察庁から、「将来的な方向として、制度としてどういうものが必要かは検討したい。」旨の説明があった。

#### (5) インドネシア国家警察支援のための専門家派遣について

警察庁から、「2月から2年間、インドネシア国家警察支援のため山崎裕人・警察庁長官官房付（警視長）を国際協力事業団の専門家として派遣し、警察改革の方向性も含め幅広く助言する。」旨の報告がなされた。

委員から、「半年ぐらい前にも、山崎氏に御指名の短期派遣要請があったと記憶しているが、いつも同じ人しかいないというのは、本人にとっては名誉だが、組織としてはよくないと思う。国際的な対応がより広くできるよう、人材を育てておくことも必要である。」との発言があった。

#### (6) アジア・太平洋国際組織犯罪対策会議の開催について

警察庁から、「1月30日から2月1日までの間、東京都内において『アジア・太平洋国際組織犯罪対策会議』を開催することとした。本会議は、アジア太平洋地域を中心とした総合的な国際組織犯罪対策のための国際協力の在り方について協議することを目的としており、我が国を含む30か国、2地域並びに3国際機関から約230人の参加が予定されている。」旨の報告がなされた。

#### (7) 最近の不祥事案について

警察庁から、「埼玉県警察の巡查部長が、平成12年10月7日、元上司に電話をかけ、脅迫したとして、1月19日、埼玉県警察

は同人を脅迫罪で通常逮捕した。 兵庫県警察の巡査が、平成12年7月から10月頃までの間、インターネットを利用して、児童の全裸画像を不特定多数の者に閲覧させた事件について、1月23日、警視庁は同人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で通常逮捕した。」旨の報告がなされた。

(8) 公務執行妨害に対する地域警察官のけん銃発射事案について

警察庁から、「警視庁は、1月24日、少年が警察官の警棒を奪取し、警察官に襲いかかって、肋骨骨折等の傷害を負わせた事案について、同少年を公務執行妨害及び傷害罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

委員から、「これまでは、ワンパターンで『警官発砲、犯人重傷』という形で報道されていたが、本日の新聞各紙では、最近17歳が問題になっていることもあるが、『17歳襲撃、警官が発砲』『17歳に襲われ警官発砲』等と、新聞の扱いに変化があるように感じた。」との発言があった。

(9) 平成12年末における暴力団員数等について

警察庁から、「平成12年末における暴力団構成員は、43,400人で、前年に比べ500人(1.1%)減少した。また、準構成員は、40,200人で前年に比べ1,000人(2.6%)増加した。この結果、暴力団構成員及び準構成員の総数は、83,600人で、前年に比べ500人(0.6%)増加した。」旨の報告がなされた。

(10) 富山県大門町における身の代金目的略取事件について

警察庁から、「1月21日、富山県射水郡大門町のコンビニエンスストア経営者宅に刃物を所持した強盗が入り、売上金が強取された上、経営者の長男(24歳)が略取され、身の代金を要求されるという身の代金目的略取事件が発生した。富山県警察では、被拐取者の生命の安全を最優先に、報道協定の申入れを行うとともに、所要の捜査を推進中のところ、1月22日、被害者を発見、無事保護した。被疑者に

については未検挙であるが、富山県警察では、早期検挙に向けて、所要の捜査を推進中である。」旨の報告がなされた。

(11) 芦屋市助役らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件について

警察庁から、「兵庫県警察は、芦屋市発注の公共工事に関して土木建築会社役員から、現金数十万円を収受した芦屋市助役を収賄罪で、当該役員を贈賄罪で、1月19日、それぞれ逮捕した。」旨の報告がなされた。

(12) 宮城県議会議員らによる公共工事発注をめぐる偽計入札妨害事件について

警察庁から、「宮城県警察は、宮城県議会議員が、宮城県発注の公共工事の入札に関して、建設会社役員らに設計価格を内報して、当該建設会社に当該工事を落札させたことにより、1月11日、当該議員ら3人を偽計入札妨害罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(13) 指紋の誤鑑定事案について

警察庁から、「平成12年3月、埼玉県内の会社事務所からノートパソコン等が窃取された事案で、埼玉県警察は、現場指紋を鑑定した結果、少年の指紋に符合したこと等から、同年8月、同少年を通常逮捕した。今般、家庭裁判所からの照会を契機として、県警察が指紋の再鑑定を行ったところ、現場指紋と少年の指紋が一致せず、当初の指紋鑑定が誤っていたことが判明した。埼玉県警察では、関係者に対して謝罪するとともに、鑑定の経過等について詳細を調査中である。」旨の報告がなされた。

(14) 平成12年中の交通死亡事故について

警察庁から、「平成12年中の交通死亡事故の特徴は、自動車乗車中死者の増加、車両単独の工作物衝突、車両相互の正面衝突事故の増加等が挙げられる。」旨の報告がなされた。

(15) 森総理大臣等のスイス連邦訪問をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「森総理大臣等は、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）出席のため、随員を伴い、1月26日からスイス連邦（ダボス）を訪問し、28日帰国する予定である。本訪問に伴い、警視庁では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

委員から、「総理大臣の身辺警備については、国際的に見て、日本だけが異様な警備というのはよくない。その場に相応しい警備に配慮し、実施されたい。」との発言があった。

(16) 日教組の「教育研究全国集会」をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「日教組（日本教職員組合）の教研集会は、1月27日から30日までの間、東京都内において開催される予定である。

これに対し右翼は、都内において日教組批判の街頭宣伝活動等に、また、極左暴力集団は、会場周辺においてビラ配布等の情宣活動に取り組むものと見られる。警視庁では、所要の体制で警戒警備に当たることとしている。」旨の報告がなされた。

(17) 1.23 空港公団幹部宅車両放火事件について

警察庁から、「1月23日、千葉市所在の空港公団幹部宅において、車庫内に駐車中の軽四乗用車が放火され、車両が全焼するという事件が発生した。人的被害はなし。千葉県警察では、極左暴力集団によるゲリラ事件とみて、所要の捜査を推進中である。」旨の報告がなされた。